

P T A 会 則

八王子市立打越中学校 P T A

《八王子市立打越中学校 P.T.A 会則》

第一章 名称および事務所

- 第1条 この会は、八王子市立打越中学校 P.T.A という。
この会の事務所は、東京都八王子市打越町 3 4 9 - 1 を所在地とする八王子市立打越中学校（以下本校という）内におく。
この会の設立年月日は、昭和 6 3 年 5 月 1 4 日とする。

第二章 目的

- 第2条 この会は、会員が協力して、家庭、学校および地域社会における生徒のしあわせな成長をはかるとともに、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第三章 方針および活動

- 第3条 この会の目的を達成するため、次の方針に従って活動する。
1. 家庭、学校および地域の連携を密にして生徒の教育的環境をよりよいものとする。
 2. この会の名において特定の政党や宗教を支持したり反対したり、また営利を目的とする活動を行わない。
 3. 学校の人事、その他の管理に干渉しない。

第四章 会員

- 第4条
1. この会の会員は、P.T.A 会費を納入した本校に在籍する生徒の父母、またはそれに代わる者および教職員とする。
 2. この会の会員は、この会の活動で使用する名簿等の作成に協力する。
 3. この会の退会は、次の通りとする。
 - (1) (自動退会) 子の卒業または勤務校の異動により会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもって退会とする。
 - (2) (任意退会) 転居または自由意志によって退会する者は、事務局に申し出ることとする。

第五章 会計

- 第5条 この会を運営するための必要経費として会員より会費を徴収する。納入金額については細則で定める。
第6条 この会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。

第六章 事務局

- 第7条 この会に事務局をおき、次の事務局委員をおく。
- 事務局委員長 1 名 （保護者）
事務局委員 1 5 名以上（保護者は各学級より 2 名程度、教職員 2 名以上）
- 第8条 事務局委員は、自薦および抽選により選出し、総会の承認を経て決定する。
- 第9条 事務局委員の任期は原則として二年とする。
ただし、やむを得ない事情がある場合は一年とすることも可能とする。
また、再任を妨げない。再任は三年を限度とするが、教職員はこの限りではない。
- 第10条 事務局委員のうち、以下の委員の任務は、次の通りとする。
1. 事務局長は、この会を代表し、総会、全体委員会、運営委員会を招集する。
 2. 各担当代表は、各担当業務において事務局長の代理または代行をする。

第七章 会計監査

- 第11条 この会に 2 名（保護者）の会計監査をおく。ただし会計監査は、他の役員や委員を兼ねることはできない。
- 第12条 会計監査は、自薦、他薦または抽選により選出され、総会の承認を経て決める。
- 第13条 会計監査の任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第14条 会計監査は、この会の会計を監査する。

第八章 総会

第15条 総会は、全会員で構成し、この会の最高議決機関とする。

第16条 総会には、定期総会と臨時総会があり、定期総会は年度始めに開き、臨時総会は全体委員会が必要と認めたとき、または運営委員会出席者の過半数の要請があったときに開く。

第17条 総会の開催形式は対面の他、書面、電磁的方法、オンライン会議システム等より事前に事務局が定め、会員へ周知する。

また会員は、事務局が定める方法により意見表明ができる。

第18条 総会の議事は、出席者全員の過半数の同意により決める。

書面、電磁的方法、オンラインによる決議は、会員数の過半数の同意により決める。

第19条 総会は、次のことを行う。

1. 前年度の活動報告および決算報告と承認
2. 事務局長、事務局委員、各委員および会計監査の承認
3. 新年度の活動計画および予算の承認
4. 会則改正の承認
5. その他必要事項の承認

第九章 全体委員会

第20条 全体委員会は、事務局、学級委員、広報委員および各地区委員で構成し、総会につぐ議決機関とする。

第21条 全体委員会の議事は、出席者の過半数により決める。

第22条 全体委員会は、次のことを行う。

1. 総会の議案に関すること
2. 細則の制定と改正の承認
3. その他必要事項の承認

第十章 運営委員会

第23条 運営委員会は、事務局、正副学年委員長、正副広報委員長、正副地区委員長で構成する。

（「正副役員候補者推薦委員長」を削除）

第24条 運営委員会は、次のことを行う。

1. 総会、全体委員会の決定事項の推進
2. 総会、全体委員会の議案に関すること
3. 事務局および運営委員会の欠員補充の提案と決定
4. その他必要事項

第十一章 委員会

第25条 1. この会の活動を円滑に行うため次の委員会をおくことができる。

- (1) 各学年委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 地区委員会

ただし、世情や会員数等に鑑み、事務局が不要と判断した場合は、委員会を置かないことも可能とする。

2. 各委員会は、委員長1名、副委員長1名を互選する。
3. 委員長は、委員を代表し、その会を開くことができる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、必要によりその代理または代行をする。

第26条 各学年委員会

1. 学級委員は、各学級より2名以上選出し、学級の仕事をを行う。
2. 各学年委員会は、学級委員および所属学年の教員で構成し、各学年の用務を行う。
3. 学級委員の人数は、各学級1名とし、希望者が多い場合には、人数を増やすことができる。

第27条 広報委員会

1. 広報委員は、2名以上とし、教職員委員とで広報委員会を構成する。

人数に達しない場合は、学級より選出する。

2. 広報委員会は、この会の広報活動を行う。

第28条 地区委員会

地区委員は、別に定める細則により選出し、教職員委員とで地区委員会を構成する。

第十二章 個人情報の取り扱い

第29条（個人情報の取り扱い）この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用・管理については、個人情報保護法に基づき、適正に運用するものとする。

第十三章 付則

第30条 学校長は、すべての会議に出席し意見を述べる事ができる。

第31条 この会則は、昭和63年5月14日より施行する。

1. 平成元年 5月13日改正施行
2. 平成10年 5月 2日改正施行
3. 平成20年 3月12日改正施行
4. 平成24年 5月11日改正施行
5. 平成30年 5月12日改正施行
6. 令和 6年12月 6日改正施行
7. 令和 7年 5月28日改正施行

《 細 則 》

第一章 地区委員会

第1条 地区は次のように定める。

A東長沼、B長沼、C絹ヶ丘、D打越、E打越・絹ヶ丘、F北野・都営、G北野、H地区外

第2条 各地区を班に分けて地区委員を選出し、地区毎に地区長を互選する。

ただし、各地区の地区委員は、居住地に制限されない。

第3条 地区委員会は、各地区の環境の浄化につとめ学校と地区の連絡を図る。

第二章 会費

第4条 会費は一括払いでの納入とし、一家庭につき年額3,000円とする。

第5条 転入による年度途中の入会は次の金額を納める。

1. 7月末日までの転入 規定額の100%

2. 12月末日までの転入 規定額の50%

3. 1月1日以降の転入 納入免除

第6条 年度途中の退会はいかなる場合でも返金を行わない。

第三章 慶弔規定

第7条 本規定は、会員と本校生徒の慶弔に適用する。

第8条 弔意すべき範囲ならびに金額および方法を次のように規定する。

1. 教職員および生徒死亡の場合 香料 5,000円

2. 教職員の配偶者および子女および同居の父母死亡の場合 香料 3,000円

3. 教職員の非同居の父母死亡の場合 弔電 一通

4. 父母（保護者）死亡の場合 香料 5,000円

5. 生徒の兄弟姉妹死亡の場合 香料 3,000円

上記の弔意を受けた場合の返礼は行わない。

第9条 教職員の結婚の場合は、結婚祝金として5,000円と祝電とする。

第10条 弔電および祝電については任意とし、役員会の判断とする。

第11条 教職員の転退職者へのせん別は、3,000円以内の記念品とする。

第12条 その他規定以外の特別の場合は、その都度運営委員会で決める。

また緊急の場合は、事後に承認を得るものとする。

第四章 顧問

第13条 本会には必要に応じて顧問を置くことができる。

第14条 顧問は本会事務局委員、または従来の本部役員経験者とする。

また、在校生の保護者でなくとも可能とするが、その場合は議決権を持たない。

第15条 顧問は事務局長が指名および解任し、事務局で承認し、総会もしくは運営委員会で報告する。

第16条 顧問の役務については、役員会で決定する。

第五章 学区外活動

第17条 PTA活動において学区外での会議や活動等を行った会員には、1回につき500円を支給する。

第六章 委員免除規定

第18条 事務局委員および会計監査、各委員会委員を務めた者は、同一生徒での委員候補者から免除することができる。ただし、半数以上の活動実績が無い者は免除の対象とならない。

第七章 付則

第19条 この細則は、全体委員の過半数の同意がなければ改廃することができない。

第20条 この細則は、平成6年4月1日より施行する。

1. 平成10年 5月 2日改正施行
2. 平成16年 2月 4日改正施行
3. 平成17年 3月15日改正施行
4. 平成18年 4月28日改正施行
5. 平成20年 5月 3日改正施行
6. 平成21年 5月 2日改正施行
7. 平成22年 5月 7日改正施行
8. 平成27年 5月15日改正施行
9. 平成29年 3月11日改正施行
10. 平成30年 4月21日改正施行
11. 令和 6年12月 6日改正施行
12. 令和 7年 5月28日改正施行